

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成30年10月19日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

左京区北部地域道路測量設計業務委託（一般国道477号他）

(2) 履行場所（対象）

一般国道477号他 京都市左京区花脊大布施町他 地内

(3) 業務概要

委託延長：250メートル

用地測量：一式，道路詳細設計（B）：一式

(4) 履行期間

契約の日の翌日から平成31年3月15日まで

(5) 支払条件

前金払は請負代金の3割を超えない範囲内で支払うこととし、部分払はなしとする。

2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている者であって、同日（2）にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、平成30年度競争入札参加有資格者格付（土木設計）においてB等級に登録されていること。ただし、平成30年10月4日開札の「都市計画道路3・4・136桂寺戸線他道路詳細

設計業務委託」(都市計画道路3・4・136桂寺戸線他 京都市西京区川島六ノ坪町他 地内)の落札者は、本件入札には参加できないものとする。

(2) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第６条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第６条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の１時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のア又はイの方法により、当該委託業務に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の１時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(3)により設計図書等を購入すること。

- (3) 上記(2)ア後段及び(2)イにより当該委託業務に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396番地 第3キョートビル1F

(電話075-871-8400)

想定販売金額 560円

(A3コピー4枚, A4コピー20枚)

- (4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。
- (5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

- (6) 入札期間

平成30年10月31日（水）、11月1日（木）及び2日（金）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

- (7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 6,620,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

最低制限価格の算定に用いた区分 「測量」及び「土木設計」

- (8) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）を提出しなければならない。

なお、入札者がインターネット利用者の場合は、登録印の押印を省略することができるものとする。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

- (9) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて一般競争入札参加資格確認申請書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(10) 一般競争入札参加資格確認申請書は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2013で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader XI で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

一般競争入札参加資格確認申請書を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、委託業務名及び履行場所のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成30年11月5日（月）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二人以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (7) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (8) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(行財政局財政部契約課)